

金沢ブランド工芸品開発促進事業

応募者の方へ

令和8年4月

金沢市クラフト政策推進課

はじめに

本市では、本市伝統工芸品産業の育成と販路拡大を図るため、平成4年から伝統工芸品産業従事者が行う、現代のライフスタイルに適した、伝統工芸品の技術を用いた製品開発に対して、その開発費用の一部を助成しています。

1 制度の概要

伝統工芸品産業の組合又は、企業及び個人等がその伝統工芸品における新製品開発又は伝統工芸品に新たに加味するデザイン開発に対し、その事業費の一部を助成します。

(1) 補助対象業種

加賀友禅 九谷焼 金沢仏壇 金沢漆器 金沢箔 加賀繡 大樋焼
加賀象嵌 茶の湯釜 桐工芸 郷土玩具 菓子木型 加賀竿 加賀毛針
竹工芸 二俣和紙 加賀水引 銅鑼 金沢和傘 加賀提灯 琴 太鼓
三弦 かつら・かもじ 金沢表具 手捺染型彫刻 ガラス

*これら本市伝統工芸品の技術等を用いた新製品及びデザイン開発が対象

*なお、本市以外から補助を受ける事業については、本補助事業の対象外となります

(2) 補助率及び補助金額

補助率 事業費にかかる補助対象経費のうち3分の2以内

上限 100万円 (1万円未満切り捨て)

例) 申請者：個人、総事業費(補助対象経費)：83万円の場合

$83万円 \times 2/3 \div 553,333円$

(1万円未満切り捨て) 55万円 …… 補助金額

$83万円 - 55万円 = 28万円$ …… 自己負担額

*なお、採択された場合、組合及び事業者については、自社の決算において、支出及び収入を計上してください

*組合(中小企業事業協同組合)と、企業・個人・グループ(任意団体含む)との区別はありません

(3) 補助対象経費

- 1 原材料費
- 2 製作費
- 3 デザイン開発費

*領収書が発行される経費が補助対象経費です。

*振込手数料、代引手数料、デザイナー等との打ち合わせに係る旅費など、上記1～3に係る間接経費は補助対象外となります。

2 補助事業採択までのスケジュール

(1) 審査会 (プレゼンテーション)

- 1 日 時 令和8年5月26日 (火)
- 2 会 場 一般社団法人金沢クラフトビジネス創造機構 (予定)
金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ8階
* 審査開始時間については、後日改めてお知らせいたします。
- 3 形 式 応募者によるプレゼンテーション (非公開)
- 4 審査員 5名
- 5 審査項目 ①開発製品について
 - ・ 伝統工芸の技術や特徴、性能を生かした新規性のある製品か
 - ・ 現代のライフスタイルに受け入れられる製品か
 - ・ 新たなライフスタイルを提案する製品か
 - ・ 伝統工芸の技術の新しい用途・活用方法を開発しているか
 - ・ 他産地の製品にはない独自の特征があるか。目新しさがあるか 等②販路開拓について
 - ・ ターゲットを明確に定めているか
 - ・ 定めたターゲットに需要は存在するか
 - ・ 製品は定めたターゲットに対し訴求するデザインとなっているか
 - ・ PR 手段・販路は具体的でかつ熟考されているか。定めたターゲットに対し、製品や PR がきちんと届く提案となっているか 等③金沢のブランド力向上への影響力
 - ・ 本提案は金沢の伝統工芸の PR やブランド力強化に資するか 等④商品開発に対する意欲、今後の可能性
 - ・ 今回の商品開発や販路開拓への意欲が感じられるか
 - ・ 今回の開発が更なる事業展開に繋がる可能性を秘めているか 等

6 プレゼンテーション

① 各者の持ち時間

プレゼンテーション7分、質疑応答8分（計15分）

（時間内でのプレゼンテーションをお願いします。時間超過は
しませんのでご了承ください。）

② プレゼンテーション方法

別添様式に統一し、紙のみでのプレゼンテーションとします。
（サイズはA4に指定。片面印刷、4枚以内とします。）

5月13日(水)までに、担当までご提出ください。

*できる限り、メールでのご提出をお願いいたします。

なお、プレゼンテーションに係る資料は、採択の可否に関わらず
返却はいたしません。市の責任で守秘し処分します。

(2) 採択結果発表

6月上旬に文書にて通知予定。

(3) 補助事業申請及び補助金交付決定

採択された方は、速やかに補助事業申請書をクラフト政策推進課まで提出して
ください。書類を受け、概ね2週間以内に補助金交付決定をいたします。

(4) 製作

補助金交付決定を受け、事業開始となります。

製作は令和9年2月28日（日）までに完了し、「補助事業実績報告書」を
クラフト政策推進課まで提出してください。

*原則として、事業の完了日から15日以内に実績報告書を提出。

(5) 補助金額の確定及び交付

金沢市は実績報告書の提出を受け、30日以内に補助金額を確定し、補助金を
交付します

3 事業執行（製作）に係る留意点

(1) 補助事業の執行

本補助事業の財源は税金です。事業の執行は適正に処理し、支払等の証拠書類については、整備のうえ保管してください。

なお、実績報告書の提出の際には、補助対象事業費の積算のため、領収書等の証拠書類の写しを添付してください。

(2) 市税の滞納調査

補助事業については、その財源が税金であることから、市税の滞納者は補助対象外となります。

市税（法人においては、法人市民税、任意団体等においては代表者の市民税）の滞納調査をさせていただきますのでご了承ください。

(3) 製作物に係る知的財産権

製作物に関わる知的財産権（意匠権等）について市は関知しません。

権利は申請者（製作者）に帰属すると同時に、申請者が他の権利者の権利を侵害した場合も関知しません。

なお、製作者による権利侵害が発覚した場合は、補助金交付決定取り消し又は、補助金の返納を請求する場合があります。

(4) 事業の変更

補助金交付決定を受けた申請者がその申請内容に変更が生じる可能性が生じた場合、速やかにクラフト政策推進課の担当までご相談ください。

(5) デザイン、販路等に係る相談

補助金交付決定を受けた申請者は、金沢クラフトビジネス創造機構にデザイン、販路等に係る相談をすることができます。

(6) 事業終了後

本事業で開発した商品の販売状況等について、ヒアリングさせていただくことがございますので、ご協力をお願いします。

<お問合せ>

金沢市 経済局

クラフト政策推進課（担当：青木・富樫）

TEL 076-220-2373

FAX 076-260-7191

E-mail craft@city.kanazawa.lg.jp